

シリーズ

知らなきゃ恥かく
判例の常識 (63)

★判例の詳細な情報が必要な方は、各判例の担当者にTEL、FAX、メール等でお問い合わせ下さい。

商標法2条3項8号の「商品に関する
広告に標章を付して頒布する行為」
【平成30年(行ケ)第10046号 審決取消請求事件】

被告は、要証期間内に、第22回日本乳癌学会学術総会(大阪会議場)及び第12回日本乳癌学会近畿地方会(みやこめっせ=京都市内)において、各併設展示会の展示ブースに被告の販売する医療用ウィッグ等の商品を展示し、同ブースを訪れた総会等の参加者(医療従事者等)に対し、商品カタログを配布したほか、販促品として、登録商標を付した付箋紙を無償で配布したことが認められる。

原告はこれに対し、被告のウェブサイトや運営する通販サイト等で指定商品である「ウィッグ」等に本件登録商標等は一切使用されたことはなく、本件付箋紙は、被告そのものを広告するためのノベルティ(販促品)ではあっても、(指定)商品自体を宣伝したものではないから、被告の配布行為は、商標法2条3項8号所定の「商品に関する広告」に該当しない旨主張する。

しかしながら、裁判所は、被告による本件付箋紙の配布行為は、各併設展示会の展示ブースにおいて、被告の販売する医療用ウィッグ等の商品の広告の一環として行われたものであるため、本件付箋は、被告が販売する医療用ウィッグ等の商品の広告媒体に該当するものと認められるとした。また、本件付箋紙が、被告それ自体を広告する広告媒体としての機能をも有するものとも認められるが、それは、商品に関する広告に該当することを否定する事情になるものではないとし、審決を取消すべき事由はないと判示した。

本件付箋紙に「ウィッグ」に関する具体的な商品情報の記載がないことについても、本件使用商標が「スヴェンソンのウィッグ」商品の出所識別標識として認識することができる態様で使用されているとの認定の妨げになるものではなく、被告による本件付箋紙の配布行為は、各会合の併設展示会の展示ブースにおいて、被告の販売する医療用ウィッグ等の商品の展示とともに行われたのであるから、本件付箋紙の配布を受けた参加者は、上記商品の広告のために配布されたものと認識したものと認められるとした。



【付箋表紙】



【付箋と中表紙】

★詳細についての問い合わせ：
弁理士・光野 文子

ステーキ提供システム事件

【H30.10.17 知的財産高等裁判所
平成29(行ケ)10232 特許取消決定取消請求事件】

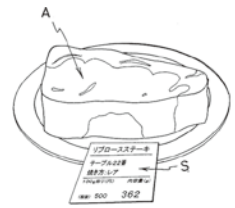
本件は、ステーキ量り売りのビジネスに関するシステム特許(第5946491号)について、発明該当性が争われた事案である。本特許は異議申立において法上の発明に該当しないとして取り消されことから、特許権者がこれを不服として知財高裁に上訴していた。

本特許は「お客様に、好みの量のステーキを、安価に提供する」という技術的課題を有し、それを解決した上で「お客様の要望に応じてカットした肉が他のお客様の肉と混同することを防止することができる」等という効果を奏するものであった。

請求項1:「お客様を立食形式のテーブルに案内するステップと、お客様からステーキの量を伺うステップと、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップと、カットした肉を焼くステップと、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップとを含むステーキの提供方法を実施するステーキの提供システムであって、上記お客様を案内したテーブル番号が記載された札と、上記お客様の要望に応じてカットした肉を計量する計量機と、上記お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものと区別する印しとを備え、上記計量機が計量した肉の量と上記札に記載されたテーブル番号を記載したシールを出力することと、上記印しが上記計量機が出力した肉の量とテーブル番号が記載されたシールであることを特徴とする、ステーキの提供システム。」

判決では、『本件特許発明1の技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等の技術的意義に照らすと、本件特許発明1は、札、計量機及びシール(印し)という特定の物品又は機器(本件計量機等)を、他のお客様の肉との混同を防止して本件特許発明1の課題を解決するための技術的手段とするものであり、全体として「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するといえる。・・・「札」、「計量機」及び「シール(印し)」は、単一の物を構成するものではないものの・・・いずれも、他のお客様の肉との混同を防止するという効果との関係で技術的意義を有するものであって、物の本来の機能の一つの利用態様が特定されているにすぎないとか、人為的な取決めにおいてこれらの物を単に道具として用いることが特定されているにすぎないということとはできない』と判示した。

本判決は、発明該当性について深く考えさせられる事案である。

★詳細についての問い合わせ：
弁理士・黒木 義樹